

令和元年度柴田町議会12月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君
総務課副参事	相原 健一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑 山 慎太郎
主 幹	伊 藤 純 子
主 査	佐 山 亨

議 事 日 程 (第1号)

令和元年12月2日(月曜日) 午前9時30分 再 会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第 4 報告第15号 専決処分の報告について(令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)

第 5 報告第16号 専決処分の報告について(令和元年度柴田町一般会計補正予算)

- 第 6 報告第 17 号 専決処分の報告について（令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）
- 第 7 報告第 18 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 8 議案第 33 号 監査委員の選任について
- 第 9 議案第 34 号 農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について
- 第 10 議案第 35 号 農業委員会委員の任命について
- 第 11 議案第 36 号 農業委員会委員の任命について
- 第 12 議案第 37 号 農業委員会委員の任命について
- 第 13 議案第 38 号 農業委員会委員の任命について
- 第 14 議案第 39 号 農業委員会委員の任命について
- 第 15 議案第 40 号 農業委員会委員の任命について
- 第 16 議案第 41 号 農業委員会委員の任命について
- 第 17 議案第 42 号 農業委員会委員の任命について
- 第 18 議案第 43 号 農業委員会委員の任命について
- 第 19 議案第 44 号 柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第 20 議案第 45 号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 21 議案第 46 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 22 議案第 47 号 柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 23 議案第 48 号 令和元年台風第 19 号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例
- 第 24 議案第 49 号 令和元年台風第 19 号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例
- 第 25 議案第 50 号 柴田町公民館条例の一部を改正する条例
- 第 26 議案第 51 号 しばたの郷土館条例の一部を改正する条例
- 第 27 議案第 52 号 柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例
- 第 28 議案第 53 号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 第 29 議案第 54 号 令和元年度柴田町一般会計補正予算
- 第 30 議案第 55 号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 31 議案第 56 号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

第 3 2 議案第 5 7 号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第 3 3 議案第 5 8 号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第 3 4 議案第 5 9 号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

このたびの台風19号で被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げます

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和元年度柴田町議会12月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において4番平間幸弘君、5番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。12月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から12月5日までの4日間と意見が一致いたしました。よって、12月会議の開催期間は本日から12月5日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から12月5日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表のとおり議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、12月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に、先日、令和元年文化の日表彰として永年在職議員に対する表彰がありましたので、議会運営基準に基づき伝達したいと思います。

白内恵美子殿。表彰状を伝達いたしますので、どうぞ前にお進みください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○議長（高橋たい子君） 表彰状。白内恵美子様。

あなたは多年にわたり地方自治の振興に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よってこれを表彰します。

令和元年11月8日。宮城県 知事村井嘉浩。（「ありがとうございます」の声あり）

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告につきましては、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 報告に入る前に、台風19号により被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

令和元年台風第19号による豪雨被害と対応状況について申し上げます。

10月12日土曜日から13日日曜日にかけて、台風19号の接近・通過に備えるとともに、発災後においては、復旧や被害者の生活支援に向けて全力で対応しているところでございます。

まず、初動体制として、9日水曜日から随時、準備態勢を進めました。台風が襲来する前日の11日金曜日午後4時に災害警戒本部を設置し、翌12日午後1時には、自主避難所6カ所を開設しました。午後1時30分には災害警戒本部を災害対策本部に切りかえ、早目の避難行動を促すため、午後2時30分に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令いたしました。その後、午後7時50分に「避難勧告」を発令、同時刻に大雨特別警報が発表されたことを受けて、午後8時30分に「避難指示」を発令いたしました。

今回の豪雨の特徴は、12日の午後6時から13日の午前1時までの7時間に273ミリの雨が降り、その雨量は平年の10月に降る分の2カ月分に相当するもので、しかも1時間雨量50ミリ程度の雨が3時間も続く猛烈な豪雨となりました。

これまでに経験したことのない短時間での記録的な大雨となりましたが、白石川や阿武隈川の越水や破堤がなかったものの、旧槻木用水が閉塞したことも影響し、一気に内水の水位が上昇し、東船迫地区、下名生地区、新生・若葉地区、北船岡地区、西住・大住地区などで冠水を

引き起こしてしまいました。結果として、全壊1戸、大規模半壊4戸、半壊280戸、準半壊277戸、一部損壊10%未満588戸の浸水被害となりましたが、幸い住民の皆様の適切な避難行動により、人的被害はございませんでした。

被害金額等の被災状況の概要は別紙のとおりですが、まず、公共土木施設につきましては、槻木北部を中心に道路47カ所、河川13カ所、船岡城址公園など公園16カ所の合計76カ所が多大な被害を受けました。このうち、道路災害7カ所、河川災害4カ所、公園3カ所の合計14カ所について、公共土木施設災害復旧事業補助金の申請を行う予定でございます。申請総額は約4億4,080万5,000円で、12月16日から国の公園災害査定、令和2年1月27日から道路災害、河川災害の査定が行われる予定となっております。

単独費による災害復旧は、道路40カ所、河川9カ所、公園13カ所の合計62カ所となり、工事費で6,656万円を予定しております。既に土砂崩れの解消や河川からの流出物の除去、被害箇所拡大防止など、応急対策を実施しております。

また、町営住宅においても浸水による被害が発生し、北船岡町営住宅1号棟では、1階部分の5戸が床上浸水となったほか、エレベーターも浸水被害を受け、復旧費用は合わせて2,430万円を予定しております。道路災害、河川災害同様、1月に災害査定が行われる予定です。

このほか、北船岡町営住宅2号棟、3号棟のエレベーターも浸水被害を受け、二本杉町営住宅の71号棟4戸も部分的に床上浸水になり、軽微な改修が必要となることから、単独費による災害復旧を実施いたします。

農業関係では、水稻や大豆などの農業生産物の被害が4,359アール、5,729万6,000円、鉢花等のハウスの加温機など農業関係施設の被害が3,369平方メートル、1,618万6,000円、米の乾燥機など農業機械の被害が46件、4,015万円でした。また、保管していた米など貯蔵収穫農産品の被害は2件、16トン、335万5,000円、牧草地の被害が1ヘクタールで41万7,000円となっております。

農業生産物の被害補償制度は、農業者が加入する農業共済や農業経営収入保険があります。また、農業施設や農業機械の冠水被害等に対しては、補助率10分の3から2分の1以内の国庫補助制度を活用して支援してまいります。貯蔵収穫農産品の処分は、国の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して町で実施いたします。

農林業の公共施設については、農道10カ所、林道10カ所、ため池など農業水利施設が36カ所、農地や土地改良区施設など13カ所で、合計69カ所、被害想定額は2億6,039万4,000円となります。このうち17件、1億5,620万3,000円を災害復旧事業として申請する予定でございます。補

助事業に該当しない公共施設については、順次復旧工事を行う予定であります。

災害廃棄物処理につきましては、旧トッコン跡地1カ所を町の災害ごみ仮置き場として開設いたしました。搬入された家庭からの災害ごみの推計量は3,309トンで、内訳としまして、燃えるごみが約60%で1,985トン、燃えないごみが約40%で1,324トンと見込んでおります。

現在、分別・搬出処理を行っていますが、仙南地域で発生した災害ごみの量が想定を上回っているため、主たる処分先である仙南クリーンセンターでの処理が追いつかない状況にあります。今後、関係機関と調整し、県内外から協力を得ながら、広域処理を進める計画も検討しております。

発災後の対応については、現在、災害からの復旧のために、国の災害査定への準備や被災した住民への生活再建のための支援を行っているところです。

今回の教訓から、今後抜本的な水害対策を図るためには、国や県の水害対策を待たなければなりません。町としては冠水の発生状況をさまざまな角度から検証し、町単独としてできるソフト面やハード面からの対策を検討するとともに、新しい防災マップを全世帯に配布した後、住民説明会を開催し、「避難情報の共有」や「地域防災力の向上」を図りたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、船岡自衛隊や柴田消防署、国土交通省を初め、行政区長や消防団、自主防災組織、ボランティアの方々に、夜を徹して防災・減災にご協力をいただきましたこと、深く感謝を申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第15号 専決処分の報告について（令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）

日程第5 報告第16号 専決処分の報告について（令和元年度柴田町一般会計補正予算）

日程第6 報告第17号 専決処分の報告について（令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第15号専決処分の報告について、日程第5、報告第16号専決処分の報告について、日程第6、報告第17号専決処分の報告について、以上3件について一括して報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第15号から報告第17号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

報告第15号及び報告第17号の専決処分に係る令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算は、令和元年台風19号の豪雨災害に係る災害復旧事業のため、緊急の対応に要する経費などについての補正になります。歳入として一般会計繰入金金の補正を行い、歳出としては予備費の補正を行いました。

報告第15号につきましては、歳入歳出それぞれ160万円を増額し、補正後の予算総額は16億3,242万9,000円となりました。

報告第17号につきましては、歳入歳出それぞれ1,003万7,000円を増額し、補正後の予算総額は16億4,246万6,000円となりました。

報告第16号につきましては、令和元年台風19号の災害に係る災害復旧事業及び災害廃棄物処理委託料並びに大雨による床上浸水等の被害を受けた世帯に対する災害見舞金及び災害援護資金貸付金など、緊急の対応に要する経費についての補正を行いました。これにより、歳入歳出それぞれ5億9,165万円を増額し、補正後の予算総額は140億5,084万5,000円となりました。

以上、各種会計の補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第4項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、報告第15号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、報告書1ページをお開き願います。

報告第15号専決処分の報告についてですが、令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての専決処分の報告書になります。

3ページになります。

専決処分書のとおり、専決処分日は令和元年10月12日です。

5ページをお願いいたします。

令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

16億3,242万9,000円とするものです。

8ページをお開き願います。

歳入です。

4款1項1目他会計繰入金160万円の増額は、1節一般会計繰入金を計上いたします。

歳出です。

6款1項1目予備費としまして、歳入と同額の160万円を計上いたします。台風19号の到来に備え、マンホールポンプの故障等の異常発報に迅速に対応するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第16号について、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、報告書9ページをごらんください。

報告第16号専決処分の報告についてですが、令和元年度柴田町一般会計補正予算についての専決処分の報告になります。

11ページになります。

令和元年台風第19号の災害に係る災害応急復旧事業並びに大雨による床上浸水等の被害を受けた世帯に対する災害見舞金及び災害援護資金貸付金、災害廃棄物処理委託料等を措置するため、予算補正が緊急に必要なため、令和元年度柴田町一般会計補正予算を地方自治法第180条第1項に基づく町長の専決処分指定事項第4項の規定により専決処分をしたもので、専決処分書のとおり、専決処分日は令和元年10月17日です。

13ページをお開きください。

令和元年度柴田町一般会計補正予算です。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,165万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億5,084万5,000円とするものです。

16ページをお開きください。

歳入です。

20款1項2目基金繰入金につきましては、財政調整基金から補正財源として5億9,165万円を繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は6億351万4,243円となります。

次のページになります。

歳出です。

3款1項1目社会福祉総務費20節扶助費1,650万円の増につきましては、今回の台風第19号により居宅が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯を対象に災害見舞金を支

給するために計上したものです。

3項1目災害救助費11節需用費4,475万円の増は、台風第19号で被害を受けた住宅が半壊し、みずから修理する資力のない世帯を対象に、日常生活に必要な最小限の部分を限度額の範囲で町が業者に修理代金を支払う修繕料です。21節貸付金1億円の増につきましては、災害により世帯主の方が負傷した世帯や、住居、家財に損害を受けた世帯に対して、生活再建に必要な資金の貸し付けを行うものです。

4款2項1目じん芥処理費12節役務費830万円の増につきましては、今回の災害で発生したごみのうち、処分のために必要な災害廃棄物処分手数料及びリサイクル手数料を計上したものです。13節委託料2億4,170万円の増につきましては、今回の災害で発生した廃棄物の分別及び運搬などを初めとした災害廃棄物処理委託するために要する経費を計上したものです。

18ページをお開きください。

9款1項2目水防費3節職員手当等の2,700万円の増につきましては、災害に対応するための職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当を計上したものです。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費のうち11節需用費、修繕料に53万円を計上し、13節委託料17万円は槻木旧用水路表蔵王ゴルフ場内倒木処理委託料として、15節工事請負費390万円は、農林土木災害復旧工事に要する経費をそれぞれ計上したものです。

2項1目土木施設災害復旧費11節需用費に、それぞれ燃料費に30万円、修繕料に97万円を計上したものです。13節委託料6,850万円の増につきましては、町道側溝等清掃委託料、排水作業等委託料、公共土木施設災害緊急委託料、次のページになりますが、公共土木施設災害復旧測量設計等委託料をそれぞれ計上したものです。14節使用料及び賃借料370万円の増につきましては、重機借り上げ料を計上したものです。15節工事請負費953万円の増につきましては、公共土木施設災害復旧工事に要する経費を計上したものです。

3目住宅災害復旧費15節工事請負費2,800万円の増につきましては、北船岡町営住宅1号棟、2号棟、3号棟の各エレベーター及び北船岡町営住宅1-101号室ほか4室並びに二本杉町営住宅71号棟の災害復旧工事に要する経費を計上したものです。

13款1項1目予備費3,780万円の増については、予備費的経費を計上したものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第17号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、報告書23ページをお開き願います。

報告第17号専決処分の報告についてですが、令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正

予算について、台風19号の通過後の専決処分の報告書になります。

25ページをお開き願います。

専決処分書のとおり、専決処分日は令和元年10月17日です。

27ページをお願いいたします。

令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算です。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,003万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,246万6,000円とするものです。

30ページをお開き願います。

歳入です。

4款1項1目他会計繰入金1,003万7,000円の増額は、1節一般会計からの繰入金を計上いたします。

続いて歳出です。

6款1項1目予備費としまして、歳入と同額の1,003万7,000円を計上いたします。さきの台風19号の通過に伴い、下水道マンホールポンプの制御盤の機器の故障により、部品の交換やポンプのフロート調整等が早急に必要となったものに対応するものです。また、鷲沼1号排水路や地区外排水路等に大量の土砂の堆積が生じたことから、土砂の撤去費用をお願いするものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号を示して行ってください。質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 報告第16号についてお聞きしたいと思います。

内容につきましては、17ページの歳出のところなのですが、3款の民生費の中の災害見舞金についてお聞きしたいと思います。町政報告にもあったんですが、全壊が1戸という形で、途中までの報告から減っていると思うんですけども、その減った理由についてお聞きしたいと思います。

それと19ページ、3目住宅災害復旧費の中の町営住宅のエレベーター工事についてなのですが、1号棟から3号棟についてエレベーターの復旧工事が入っているんですが、これはエレベーターのモーターを多分地下に入れていたからかなと踏んでいるんですけども、そういうことの確認と、4号棟、5号棟はどうだったのかについて。それと、もしそういうことであれば、

地下にモーターを入れていた、普通ペントハウスに置くんじゃないかと思うんですが、こういうふうな設計にした理由についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） ご質問の災害見舞金のほうの全壊家屋が減ったということですが、今のところ全壊家屋は1棟でございます。途中、中間報告で一旦2棟という形になりましたが、調査結果の単純に事務的な入力がありました。それで、再確認したところ、全壊でなかったということですので、事務的な誤りということで件数が減ったということでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 19ページでございます。3目の住宅災害復旧費の中の工事請負費でございます。

まずは、北船岡町営住宅1号棟から3号棟、冠水ということでのエレベーターが故障してしまったということでございます。ちなみに、4号棟、5号棟については問題ございませんでした。まずはエレベーターの1号棟につきましては、エントランスから浸水しまして、エレベーターピット内がいわゆる冠水したということでございますが、かご以外の巻き上げ機、それからロープ、制御盤、エレベーターの運転に必要な機器、設備の全てを交換することが必要になったためということでございます。2号棟、3号棟につきましては、位置速度感知器、それから地震の感知器などの部品の交換が発生したということでございます。地下ということでございますが、いわゆるコンパクトにするための仕組みとして、これは国県から示されている仕様に基づいてつくっているということで、ご理解を願います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 報告第16号の一般会計補正予算についてです。17ページの民生費の1目災害救助費の中の11節需用費で、みずから修理することのできない世帯の修理を町が業者に支払うという説明だったんですけども、何世帯見込まれているんでしょうか。

それから18ページの災害復旧費の1目農林水産施設災害復旧費の13節委託料、表蔵王ゴルフ場内倒木処理委託料というのは、要は用水路が土砂崩れで排水できなかったという場所のことでしょうか。もう少し詳しくお願いします。

それと、その下の15節の工事請負費というのが、この倒木処理後の施設の改修ということなんでしょうか。その下の分も説明をお願いします。

それから、ここ一般会計補正予算の全体に言えることなんですが、何が完了して、これからはどれなのか。大きなものだけでも構わないので、まずは完了した分を説明いただきたいと思っています。それと、これからの分は大体めどほどのあたりなのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 17ページでございます。需用費、修繕料でございますが、これにつきましては、11月1日から実は受け付けが始まっています。それで、今回の補正予算までに必要な経費として4,475万円計上させていただきました。準半壊50件、半壊以上が50件で、合計100件を見込みました。準半壊については限度額30万円、それから半壊以上につきましては59万5,000円で見込んでおります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 18ページの農林水産施設災害復旧費、まず13節の委託料でございます。こちらに関しては、議員おっしゃるとおり、ゴルフ場で槻木旧用水が一部閉塞しておりましたので、こちらの土砂を上げるために、木が水路の上に倒れかかっていたということで、至急対応ということでこちらの委託料を計上させていただきました。それで、15節の工事請負費にこのゴルフ場の分が入っているのかという、多分そういう内容だと思うんですが、こちらに関しては土地改良区さんのほうの事業ということで、そちらのほうで土砂の撤去を行っているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） それでは、今までの処理状況ということで、農政課から行きますか。

○農政課長（瀬戸 諭君） 農政課のほうで今回の委託料なり工事請負費、需用費も含めてなんですが、処理しているという内容に関しては、ほとんどが応急的なこと、土砂崩れで例えば林道等が塞がれてしまったとか、あとは農道等もまだ稲刈りが終わっていないような状態になっていましたので、傷んだ農道の修繕等を行っております。あと、工事請負費の関係になりますと、ため池、押茂下ため池で崩壊して、その土砂の撤去とか、ほとんどが土砂の撤去ということで、こちらが最終的に災害復旧にまでつながるようなことというよりも、そちらは補正のほうで対応させていただいて、この応急的なものにだけ対応させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 続いて、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） うちのほう、18ページ、19ページになりますが、項目で言わせ

ていただきますと、まず18ページの土木施設災害復旧費の中の1目土木施設災害復旧費、まずは需用費の中に修繕料が97万円上がっています。これにつきましては、船岡西、それから大住、剣水の2基ありますが、1基のポンプが制御盤とも水没したと思われます。その部分の修繕を行っています。これについては復旧はスムーズに終わらせていただいて、今は順調に稼働している状況となっています。

それから、13節の委託料の中の側溝清掃委託料。これにつきましては、順次、今、盛んにやっていますが、現在は東船迫地区がきのうでやっと終わったというような状況です。あとは、大住、清住地区にきょうから入っていくということになります。もう少しかかりそうでございます。

それから、後の一番下ですね、330万円を計上しています公共土木施設災害緊急委託料。これにつきましては、例えば、本船迫の山内さんのところと言ったらいいのでしょうか。個人名を出したら大変申しわけないんですが、そこの部分の土砂撤去ですとか、それから葛岡山公園のシート張りなんかを現在していますが、測量のために現在外している状態になっていますが、現在は地すべりの観測のために伸縮計という装置をつけまして、いまだオープンになっていますが、ボーリング調査が終わりましたら今度はブルーシートを戻すという作業が残っている状況だということでございます。

あとは19ページに行きまして、土木施設の災害復旧測量設計委託料とかは、これは災害査定に出します。先ほど財政課長が言ったんですが、河川4件、道路7件、公園が3件分の測量設計でございまして、査定設計書、修正も一部ございますので、査定が終わりますまでこの委託は継続するということになります。

それから15節、953万円の土木施設災害復旧費ですが、これはどうしても応急復旧工事を行いまして、例えば富沢から入間田にかけての大江堀の破堤箇所の大型土のうをして、破堤を緊急的に防止する工事等を行っているということでございます。これは応急的な件に関しましては、ほぼ終わっているということです。

それから、北船岡のエレベーター関係については、1号棟から3号棟までのエレベーターは、10月31日をもってこれは終わっています。今は北船岡町営住宅1-101号室ほか4室、部屋の中の復旧工事が盛んに行われているという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、民生費のほうの災害見舞金の状況でございます。現在の

ところ、被災証明全体で対象となるのが632件になります。全壊、大規模半壊が5件、半壊が280件、床上浸水347件となっております。そのうち申請をいただいているのが、11月28日現在で465件となっております。それから、早く証明書が出て届け出をいただいた方については、支払いのほうが進んでおります。こちらは2回ほどで、見舞金については375件、939万円の支払いが終わっているところでございます。

それから災害援護資金ですね。3款3項の災害援護資金貸付1億円ほど補正させていただいておりますが、こちらは今回補正のほうでは56人分。家財関係の170万円のが50人、それから250万円の方が6人の1億円を想定しておりましたが、今のところ災害援護資金の貸し付け申し込みについては3件ということで、借入れを申し込まれる方はちょっと少ない状況になっております。

福祉課からは以上です。

○議長（高橋たい子君） 町民環境課長、ございますか。ごみの関係でございますか。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 町民環境課、災害ごみ関係につきましては、先ほど概略、町長の報告もありましたけれども、ただいま町の仮置き場であります旧トッコン跡地のほうに、各地区の一時仮置き場がありますので、そちらのごみを集積しているところです。なおかつ、クリーンセンターが1日10トンの受け入れ制限になっておりまして、なかなか搬出できないところでございますけれども、ただいま旧トッコン跡地、防護フェンスを今設置し始めておりますけれども、分別を行い、搬出先を広域処理等ですね、なるべく多く処理できるように探しながら、ただいま搬出作業を進めているところでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 19ページの、先ほど北船岡町営住宅の1号棟から3号棟のエレベーター、もう修理が済んだと出ていたんですが、この修理の金額が違うというのは、被害にかなりの大きさの違いというのがあったんですか。片方1,440万円で片方35万円と。それで、どういう被害状況だったのかをお聞きしたいんですよ。というのも、例えばエレベーターそのものが浸水したとかで被害があったのか、その電源が例えば地下にあって、そこが浸水したためにエレベーターが動かなくなったとか、そういうことですね。

○議長（高橋たい子君） 舟山議員、その質問は先ほど秋本議員のときに質問ありました件ですね。

○15番（舟山 彰君） いや、それでお聞きしたいのはですね、一番は今後の対策というのを考えているんですか。そういう被害に遭った設備を直したのはいいんですけども、今後も同じよ

うなことが想定されると、万が一大雨とかになって同じような被害状況にならないように、何かそういう対策をとっているのかというのを私一番お聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） ちょっと一歩進んだ質問になると思うんですが、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、今回災害復旧ということでございまして、当然1号棟から3号棟までのエレベーターについては、原形復旧というのが原則でございますので、それに基づいて復旧をさせていただくと。壊れた部分が違うというか、範囲が違うといえますか、1号棟については先ほど秋本議員の回答で申し上げましたとおり、箱だけが残って、いわゆるそのほかについては浸水により復旧が必要になったと。あとは速度感知器とか地震の感知器等、若干軽微なものについては2号棟、3号棟だということでございます。

今後の対策ということなんですが、その後に台風21号なんかが来まして、おおよそ135ミリほど降ったんですね。その際も、実は土のう等で一時的にエントランス部分の仮囲いをして備えたということで、当然そこまでは上がってはきませんでした。今は防水のフェンス等も検討していきたいということで、課内ではまずはお話し合いをしているという状況です。

○議長（高橋たい子君） 1回ですので、済みません。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑がないようでございますので、以上で報告第15号専決処分の報告について、報告第16号専決処分の報告について、報告第17号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第7 報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（高橋たい子君） 日程第7、報告第18号専決処分の報告について報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第18号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、令和元年台風第19号の大雨対策のため、東船迫二丁目地内において、排水用機材を設置し排水作業を行っていた際、短時間で急激な増水により排水用機材を水没させたことについての損害賠償額が決定したものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づ

く町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 報告第18号専決処分の報告についてですが、ただいま町長が報告理由で申し上げましたとおり、損害賠償の額の専決処分の報告になります。

33ページをお開きください。

専決処分のとおり、専決処分日は令和元年11月30日になります。

専決処分の内容についてご説明いたします。

事故の発生状況についてですが、令和元年台風19号の大雨対策のため、令和元年10月12日土曜日の19時20分、柴田町東船迫二丁目地内におきまして、大雨対策のためリースによるポンプ排水車を4台配置し、同日19時50分からポンプによる排水作業を行っておりました。その後、急激な水位上昇により、ポンプ作業員や町職員の人命が危険にさらされる状況になったため、22時、避難行動をとらざるを得ませんでした。しかし、設置していた4台のポンプ排水車のうち1台だけは避難することができず、水没し、修理費が発生したものでございます。

損害賠償の相手方は、岩沼市阿武隈2-196-1、株式会社アクティオ岩沼営業所です。

損害賠償の額につきましては、ポンプ排水車のリース契約における特約条項に基づきまして、相手からの請求額である77万2,640円を支払うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） レンタル機器についてお聞きしたいんですが、通常、このような機材のレンタルについては保険に入っているのが普通なんですが、その保険の状況について教えてもらいたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） うちの課でレンタルの手配をしたんですが、アクティオさんとのレンタルする際に、レンタル物件サポート特約制度というのがレンタル料の中に含まれてまして、それぞれ上限が決められているものです。それで、今回トラック、ダンプ2トン、4トンについては、全壊の場合50万円。これは金額的には決まっています。それから発電機については20万円。それから投光器がありました。投光器については5,000円以内ということで規定が決まっているようです。これに基づいてレンタルをして、さらに特約制度等を確認しながら

らレンタル行為に及んでいるということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑がないようでございますので、以上で報告第18号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第8 議案第33号 監査委員の選任について

○議長（高橋たい子君） お諮りいたします。日程第8、議案第33号監査委員の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午前10時25分 休 憩

午前10時31分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第8、議案第33号監査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第33号監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、町の代表監査委員であります大宮正博氏は、本年12月31日をもって任期満了となりますが、再度監査委員に選任したいのでご提案申し上げます。

大宮氏は昭和49年1月柴田町に奉職して以来、健康福祉課長、町民環境課長、健康推進課長などを歴任し、平成25年3月定年により退職されました。行政運営に卓越し、また、明るく温厚な性格ゆえ、部下を初め町民からの信頼も厚く、公務に忠実な職員でありました。平成28年1月1日から町代表監査委員に就任され現在に至るまで、町民のために柴田町の行政全般について公正中立な立場から監査を執行していただいております。

つきましては、人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、そして行政運営に関しすぐれた識見を有すると認められる大宮正博氏を町の監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を賜りますようご提案申し上げます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第33号監査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第33号監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第9 議案第34号 農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第34号農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第34号農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年2月29日をもって任期満了となる農業委員会の委員の任命につきまして、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、委員になろうとする者の募集等を行ったところ、同法第8条第5項に規定する町が認定した認定農業者の数が委員の定数9人の過半数に達しませんでした。

つきましては、委員の4分の1を認定農業者としたいので、同法施行規則第2条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご同意くださいますようお願いいたします。

ます。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） それでは、議案書 3 ページをお開きください。

議案第34号農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合についてということで、詳細の説明をさせていただきます。

農業委員会の委員につきましては、町長がただいま提案理由で申し上げたとおり、農業委員会に関する法律第 8 条第 1 項により、市町村長が議会の同意を得て任命することとされております。委員の任命に当たっては、同法第 8 条第 5 項により、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされておりますが、その地域における認定農業者が少ない場合はこの限りではないと定められております。前回、平成28年12月会議でご同意をいただきました際は、農業委員の定数 9 名に対し認定農業者が 5 名と過半数を占めておりましたので、ただし書きの適用はございませんでした。今回の改選では、農業委員の定数 9 名に対し、候補者中、認定農業者が 3 名ということで過半数にならないことから、ただし書きの適用が必要になります。

なお、ただし書きの適用に当たっては、議会の同意を得た場合とされております。

農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項では、ただし書きで言うところの、その区域における認定農業者が少ない場合と決めておりますが、区域内の認定農業者の数が委員の定数に 8 を乗じて得た数を下回る場合とされております。

当町の場合、委員の定数である 9 人に 8 を乗じた数は 72 人になりますが、現在の認定農業者数は 45 人でございますので、ただし書きの適用の対象となります。また、認定農業者が少ない地域においては、認定農業者に準ずる者として、過去に認定農業者であった者や農業法人の役員等を含めて、議会の同意を得て過半数とすることも認めておりますが、今回の委員候補者の中には該当する方はいらっしゃいませんでした。

次に、施行規則第 2 条第 2 項でございますが、農業委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者とすることと定められております。今回は、委員定数 9 人に対し認定農業者が 3 人ということで、割合が 3 分の 1 になるわけなんです、法に定める 4 分の 1 を超えているということでございます。

まとめますと、委員の任命について、当町の認定農業者数及び推薦、募集に応じた者並びに委員候補者となった者の状況などを考慮いたしまして、認定農業者が過半数を占めることを要せず、少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等としたいため、農業委員会に関する法律施行規則第

2条第1項及び第2項の規定に基づき議会のご同意をいただくものでございます。

ご審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合についての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第10 議案第35号 農業委員会委員の任命について

日程第11 議案第36号 農業委員会委員の任命について

日程第12 議案第37号 農業委員会委員の任命について

日程第13 議案第38号 農業委員会委員の任命について

日程第14 議案第39号 農業委員会委員の任命について

日程第15 議案第40号 農業委員会委員の任命について

日程第16 議案第41号 農業委員会委員の任命について

日程第17 議案第42号 農業委員会委員の任命について

日程第18 議案第43号 農業委員会委員の任命について

○議長（高橋たい子君） お諮りいたします。日程第10、議案第35号農業委員会委員の任命について、日程第11、議案第36号農業委員会委員の任命について、日程第12、議案第37号農業委員会委員の任命について、日程第13、議案第38号農業委員会委員の任命について、日程第14、議案第39号農業委員会委員の任命について、日程第15、議案第40号農業委員会委員の任命について、日程第16、議案第41号農業委員会委員の任命について、日程第17、議案第42号農業委員会

委員の任命について、日程第18、議案第43号農業委員会委員の任命については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第10、議案第35号農業委員会委員の任命についてから、日程第18、議案第43号農業委員会委員の任命についてまでの9件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第35号から議案第43号までの農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現農業委員会の委員につきましては、令和2年2月29日をもって任期満了となることから、農業委員会の委員を任命したいので提案するものです。

9月17日から10月18日までの期間、委員の推薦及び募集を行ったところ、9人からの届け出があり、公正性及び透明性を確保するため、10月29日に農業委員会委員候補者評価委員会を開催いたしました。

つきましては、評価委員会での評価結果を踏まえ、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関し、その職務を適切に行うことができる、渡邊政芳氏、岩間良隆氏、加藤一郎氏の認定農業者3人、農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有さない者として、関哲也氏、女性農業者として青野礼子氏、加茂富枝氏、一般農業者として根元俊一氏、日下好則氏、佐藤健氏、以上9人を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号を示して行ってください。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第35号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第35号農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

これより議案第36号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第36号農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

これより議案第37号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第37号農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

これより議案第38号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第38号農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

これより議案第39号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第39号農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

これより議案第40号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第40号農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

これより議案第41号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第41号農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

これより議案第42号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第42号農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

これより議案第43号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第43号農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

ただいまから休憩いたします。

11時10分再開といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

- 議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第19 議案第44号 柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

- 議長（高橋たい子君） 日程第19、議案第44号柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第44号柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての提案理由を申し上げます。

一般職の非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が創設されたことから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規定するための新たな条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

- 議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（佐藤 芳君） 議案第44号柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について説明を申し上げます。

条例制定の経緯になりますが、一般職の非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規定するための条例を制定するものであります。

それでは、条例の詳細について説明をいたします。

議案書の23ページをお開きください。

柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

第1章は総則になります。

第1条の趣旨ですが、地方公務員法の第24条第5項は、職員の給与、勤務時間、その他勤務条例は条例で定めること、また、地方自治法第203条の2第5項では、報酬及び費用弁償等の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないこと、第204条第3項は給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないことを趣旨として定める規定でございます。

第2条は、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の定義について定めています。法第22条の2第1項、第2項のフルタイム会計年度任用職員は、その1週間当たりの通常勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である者としており、法第22条の2第1項第1号のパートタイム会計年度任用職員は、

その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常勤務時間に比し短い時間である者を定めております。

第3条は、会計年度任用職員の給与について規定し、支給方法について定めるものです。フルタイム会計年度任用職員につきましては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給するものです。パートタイム会計年度任用職員は、報酬及び期末手当を支給する内容となっております。

24ページになります。

第2章、フルタイム会計年度任用職員の給与についてです。

第4条は、フルタイム会計年度任用職員の給料についての規定です。常勤の一般職員と同様、柴田町職員の給与に関する条例第4条第1項により、行政職給料表を適用することを規定しております。

第5条は、職務の級について定めるものです。

議案書31ページの別表をごらんください。

第5条関係に定める等級別基準職務表によるものと規定してございます。号俸につきましては、その職種により規則で定める基準に従い任命権者が決定するとしております。

規則で定める基準でありますけれども、お配りしております別表、令和元年度柴田町12月会議の議案第44号関係資料をごらんください。柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則1ページをごらんください。

第3条に、フルタイム会計年度任用職員となる者の号俸を定め、その職種に基づき、別表第3条関係に定める職種別基準表の基礎号俸欄に定める号俸を基準とすることを定めております。本条例6条にお戻りください。

第6条は給料の支給について定める規定となっております。給料の計算期間は、月1日から末日までとし、規則で定める期日の支給とします。規則で定める期日ですが、給料を支給することになるフルタイムの会計年度任用職員は、その月の21日を支給日の期日といたします。

お戻りいただきまして、規則のほうの関係資料、規則をごらんください。

こちらの柴田町会計年度任用職員の規則1ページの第5条にございます給料の支給に規定しておるものでございます。

お戻りいただきます。

本条例第7条は通勤手当について、第8条は時間外勤務手当、第9条は休日勤務手当、第10条は夜間勤務手当、第11条は宿日直手当の支給についての規定をしております。いずれも通常

の一般職員の同様取り扱いと定めておりますが、第8条の時間外勤務手当及び第9条の休日勤務手当につきましては、柴田町職員の給与に関する条例の一部について読みかえる規定としてございます。

次に、26ページの第12条になります。期末手当の支給についての規定です。任期が6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員に期末手当を支給する規定を設けております。任期が6月に満たない場合において、1会計年度に任期の合計が6カ月以上に至った場合につきましても期末手当を支給し、6月に期末手当を支給する場合、前会計年度に引き続く任期の6カ月以上に至ったときには、6カ月以上のフルタイムの会計年度任用職員とみなす規定をするものでございます。

次に、第13条は特殊勤務手当についての規定でございます。柴田町職員の特殊勤務手当に関する条例の定めによって支給するものと定めてございます。

第14条は、勤務1時間当たりの給与額の算出について、第15条は給与の減額、第16条は第14条の勤務1時間当たりの給与額の算出及び第15条の給料の減額についての計算による端数処理の規定となっております。

次に27ページです。

第3章、パートタイム会計年度任用職員の給与についてになります。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬についての規定です。第17条第2項では、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額の算出方法について、第17条第3項では、時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額の算出方法について定めるものです。

第18条は、特殊勤務に係る報酬について、柴田町職員の特殊勤務手当に関する条例の例により得た額の報酬を支給する規定でございます。

第19条は、時間外勤務に係る報酬について規定するものです。

第19条第2項では、1日の勤務時間が7時間45分になるまでは勤務1時間当たりの報酬額に100分の100、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125を乗じて得た額を支給するものであります。1日の勤務時間が7時間45分を超えた場合には、正規の勤務時間が割り振られた日は、勤務1時間当たりの報酬額に100分の125、正規の勤務時間が割り振られた以外の日は、勤務1時間当たりの報酬額に100分の135を乗じて得た額といたします。

第19条第3項は、週休日の振りかえによりあらかじめ割り振られた正規の勤務時間を超えて

勤務する場合の規定です。勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で、規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する規定です。規則で定める割合については、100分の25と規定いたします。ただし、その勤務時間と割り振り変更前の正規の時間、勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務につきましては、100分の100を乗じて得た額で支給をするものでございます。

次に、第19条第4項は、1カ月について時間外勤務が60時間を超えて勤務したパートタイムの会計年度任用職員に、第19条第1項の勤務時間は100分の150、その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合につきましては100分の175とするものでございます。第19条第3項の勤務については、100分の50を乗じて得た額を支給するものでございます。

次に、第20条は、休日勤務に係る報酬についての規定をするものでございます。祝日法による休日及び年末年始の休日について、勤務した全ての時間に報酬を支給し、その報酬の額は勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で、規則で定める割合を乗じて得た額とし、規則で定める場合につきましては100分の135と規定いたします。

議案第44号の関係資料、規則のほうをもう一度ごらんください。規則の2ページになります。

第13条ですが、時間外勤務に係る報酬の割合、それから3ページ、第14条になります。休日勤務に係る報酬の割合について、規則のほうに規定をしてございます。

次に、本条例29ページにお戻りください。

第21条は、夜間勤務に係る報酬の規定をするものです。

第22条は、期末手当の支給について規定するものです。任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員に支給する規定となりますが、1週間当たりの勤務時間が著しく短いとしての規定で定める者についてまで、期末手当を支給しないこととしまして、規則で定める者については、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者を定めます。

規則のほうをごらんください。3ページです。

第15条期末手当でこちらを規定してございます。

戻っていただきまして本条例29ページ、第22条第2項は、任期が6カ月に満たない場合においての1会計年度に任期の合計が6カ月以上に至った場合に期末手当を支給する規定でございます。

第22条第3項は、6月に期末手当を支給する場合、前会計年度に引き続く任期が6カ月以上に至ったときに、第22条第1項の任期が6カ月以上のパートタイムの会計年度任用職員とみなす規定をしております。

第23条では、報酬の支給についてです。報酬は月1日から末日までを計算期間といたしまして、規則で定める期日に支給します。規則で定める期日は翌月21日といたします。

関係資料、規則のほうでは3ページの第16条報酬の支給に規定をしております。

戻っていただきまして本条例の30ページになります。

第24条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について規定しているものでございます。

第25条は、報酬の減額について、勤務しない1時間につき報酬額を減額する規定をしております。

第26条は、報酬の端数処理について規定しているものでございます。

次に、第4章、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償についてです。

第27条の通勤に係る費用弁償については、費用弁償の額、支給日及び返納はフルタイム会計年度任用職員と同様、通常の一般職員の例による規定をしております。

31ページの第28条は、公務のための旅行に係る費用弁償について、旅行に係る費用弁償の額は、柴田町職員等の旅費に関する条例を、適用を受ける職員の例によるものと規定するものでございます。

次に、第5章、雑則になります。

第29条は、給与からの控除について規定するものです。給与条例第6条第3項で定める事項を会計年度任用職員に準用する規定をするものでございます。

第30条は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について定めるものでございます。

第31条は、休職者の給与について、休職中の期間、給与支給を行わない規定でございます。

第32条は、この条例の施行に関し、必要なものは規則で定めるものとし、規則への委任事項を設けるものでございます。

附則になります。この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第20 議案第45号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第20、議案第45号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第45号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和元年8月に出された国の人事院勧告を踏まえ、職員及び任期付職員の月例給並びに勤勉手当の引き上げ等についての改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 議案第45号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明申し上げます。

令和元年8月7日に行われました人事院勧告は、民間の賃金引き上げの動向を反映し、官民格差の是正のために公務員の給料表及びボーナスの支給割合を引き上げる勧告を行ってございます。政府は、国家公務員の給与改正について人事院勧告どおり行うことを決定してございます。柴田町におきましても人事院勧告に準拠した改正を行うものでございます。

議案書33ページをお願いいたします。

第1条柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例になります。平成31年4月1日に遡及して適用する勤勉手当と給料表の改正です。

第19条第2項第2号の勤勉手当になります。一般職の職員の勤勉手当の支給割合について、改正前は6月及び12月期ともに勤勉手当の基礎額の100分の92.5としていたものを、改正後は、6月期を100分の92.5、12月期を100分の97.5とし、勤務手当の年間支給割合を1.85月から1.9月へ0.05月引き上げるものでございます。

36ページから38ページの別記1、改正後、それから、39ページから41ページの別記2、改正前の行政職給料表になります。

若年層を中心に500円から2,000円の引き上げの幅となっております。平均改正率は0.19%増となります。高校卒業の程度及び大学卒業程度の初任給につきましては、民間との格差があり、是正のため2,000円の引き上げを行っております。柴田町職員の給与については、月例給が平均で556円の引き上げとなります。

引き続きまして34ページ、第2条柴田町職員の給与に関する条例の一部の改正です。令和2年4月1日から適用する住居手当及び勤勉手当の改正になります。

第10条3住居手当の改正になります。人事院勧告における住居手当の改正については、民間

における住宅手当の支給状況等を考慮したものとなっており、柴田町においても人事院勧告と同様の改正を行うものでございます。第10条の3第1項では、支給対象となる家賃額の下限について、改正前は1万2,000円としていたものを改正後は1万6,000円に引き上げるものでございます。第10条の3第2項第1号は、第10条の3第1項で家賃額の下限を引き上げたことに伴います額の改正となっております。第10条の3第2項第2号は、手当額の上限について現行の2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げる改正となっております。

次に、第19条第2項第1号の勤勉手当になります。一般職の職員の勤勉手当の支給の割合につきましては、改正前は6月期100分の92.5、12月期は100分の97.5としていたものを、改正後は6月及び12月期とも100分の95と改正するものでございます。なお、年間支給割合は、改正前、改正後で変更はございません。

続きまして、35ページの第3条柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例になります。

第1条の一般職の職員給料表を引き上げる改定と同様に、第7条の給与に関する特例として、高度の専門的知識等を有する弁護士、大学教授、医師、歯科医師、それから薬剤師等で任期を定めて採用される特定任期付職員の月額給与についても引き上げの改正を行うものでございますけれども、現行柴田町には該当はございません。

引き続きまして、第4条柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例になります。

42ページの別記3が改正後、そして43ページの別記4が改正前の給料表となります。

宮城県人事委員会勧告による給与改正によるもので、柴田町では宮城県の小中高職員等の給与に準ずる設定を行うため、改正を行うものでございます。

附則になります。第1項、第2項は施行期日になります。第2条の規定は、令和2年4月1日から施行し、第1条、第3条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から適用となります。また、第1条の規定によります改正前の給与条例により支給された給与は、改正前の給与条例の規定による給与の内払いとするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第21 議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第21、議案第46号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第46号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同年12月14日から施行されることに伴うものです。具体的には、成年被後見人等であることを理由に資格、種類、業務等での不当な差別がなされないよう、法の改正が図られたものです。このことから、本町における関係条例においても所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） それでは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

ただいま町長から提案理由にもありましており、今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同年12月14日から施行されることに伴い、本町においても関係条例の整備を行うものでございます。

改正の内容になります。12月から施行となる整備法において187の法律の見直しが行われ、法の改正により成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当な差別がされないよう、各法の整備がなされるものでございます。

具体的には、成年被後見人制度を利用していることを理由として、資格、それから職種、業務等から一律に除外することではなく、それぞれ資格、職種等にふさわしい能力の有無を個別に、実質的に審査し判断していくため、現行においての各条例で規定している欠格条項及び

その他権利の制限に係る措置の見直しを行うものでございます。

それでは、議案書45ページをお開きください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定になります。

第1条は、柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。改正前、第2条及び第13条では、印鑑登録を受けることができない者及び印鑑登録の抹消となる者として成年被後見人を規定しておりました。今回、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」と改めるものでございます。

続いて第2条は、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。地方公務員法第16条では、職員となれない者または競争試験もしくは選考を受けることのできない欠格条項が規定されておまして、さらに同法第28条第4項では、当該第16条に該当した場合に失格となる規定が設けられておりました。法の改正により、欠格条項である地方公務員法第16条第1号の成年被後見人または被保佐人が削られ、成年被後見人または被保佐人を理由とした失職が該当しなくなったことから、所要の改正を行うものでございます。

議案書46ページになります。

改正前、条例第18条第1項、第19条第1項、第22条第2項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」の部分、及び第18条の2第2号中の「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削るものでございます。

なお、第18条第4項及び第18条の2並びに第19条第2項第1号については、失職した者への期末手当の支給をしないとする規定であり、今回、成年被後見人または被保佐人による失職がなくなったことから、当該部分を削るものでございます。

続きまして、議案書48ページになります。

第3条柴田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴いまして、条例第3条第3項において条ずれが生じたので、改正前の第16条第2号から第5号までを第16条各号と改めるものでございます。

続きまして、第4条になります。柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。児童福祉法第34条の20第1項第1号に規定されます成年被後見人または被保佐人が削除されることに伴い、条ずれを改めるものでございます。改正前の第23条第2項第2号、「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めるものでございます。

議案書49ページになります。

第5条は、柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。地方公務員法第16条第1号成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴いまして、第2条の改正と同様に「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」文言を削除するものでございます。

第6条については、柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。条例第4条で規定している欠格条項から第1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削り、以下の号を繰り上げるものでございます。

最後に附則になります。この条例は、法の施行日である令和元年12月14日から施行するものでございます。第2項につきましては、この条例の施行前に地方公務員法第16条第1号の成年被後見人または被保佐人に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給の経過措置になるものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第22 議案第47号 柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用 することに伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第22、議案第47号柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第47号柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についての提案理由を申し上げます。

下水道事業については、令和2年4月までに公営企業会計に移行するよう、総務大臣から要請がなされております。今回の条例は、柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するために、必要となる関係条例を整備するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案第47号柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

今回の条例制定の経緯としまして、平成27年1月の総務大臣通知を受け、柴田町公共下水道事業特別会計について、令和元年度までに地方公営企業法に基づく移行への準備に取り組み、移行するよう要請されておりました。地方公営企業法への移行は、経営と財政を明確にし、事業経営の健全性を確保して経営基盤の強化を図ることを目的としております。本町では平成27年度から固定資産台帳の整備、下水道会計システムの構築及び関連例規の整備を進めてまいりました。

水道事業会計においては、既に昭和42年度から地方公営企業法を適用していますので、予算や勘定科目、その他の運用などは水道事業に合わせた法規形態として整備を行うものです。今回、柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係する件、7件の条例の一部を改正するものであります。

議案書51ページをお開き願います。

初めに、1件目として、第1条課設置に関する条例の一部改正であります。

第2条課の設置、第3条事務分掌から上下水道課、公共下水道に関するものを削除いたします。

次に、2件目の第2条柴田町特別会計条例の一部改正であります。柴田町の特別会計条例から公共下水道事業特別会計を削除いたします。

課設置に関する条例、特別会計条例から下水道に関する項目が削除されますが、今後はこの後説明いたします56ページにて、柴田町水道事業の設置等に関する条例に下水道事業が追加されることで移行されます。

次に、52ページをお願いいたします。

続けて、3件目の第3条柴田町下水道条例の一部改正です。

第2条定義です。第13号使用月の「その始期及び終期は、規則で定める」とありますが、改正後は「下水道事業の管理者の職務を行う町長が定める」と文言の改めを行うものです。

第4条排水設備の接続方法及び内径等からの主な改正点は、規則で定めるとしていたものを、「柴田町下水道条例施行規程」「柴田町排水設備指定工事店規程」と改めるものです。また、これまで制定されている下水道に関する規則は、全て「規程」とつくりかえとなります。

53ページになります。

第7条排水設備等の工事の検査第1項に、「町の職員の検査を受けなければならない」とありますが、「下水道事業に従事する職員」に改めるものです。従来の地方公務員法が適用される一般行政職員から地方公営企業法並びに地方公営企業労働関係法が適用される企業職員に改めるためです。

55ページをお願いいたします。

続いて、4件目としまして第4条柴田町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正です。

56ページをお願いいたします。

第2条受益者の第2項ですが、改正前の「町長」の表記を「下水道事業の管理者の職務を行う町長」として改めるものです。

次に、第13条としまして、これまで条例になかった督促及び督促手数料の条項を追加するものです。

次に、5件目の第5条柴田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正です。

条例の名称に「下水道事業」を加え、条例名称を改正いたします。同じく、第1条の見出しにも「下水道事業」を追記いたします。

57ページをお願いいたします。

第1条第2項として下水道の事業目的、下水道事業の設置を明記いたします。

続きまして、第2条経営の基本の第1項に下水道事業を追加しておりますが、以下の条項についても下水道を追加するため、「水道事業」を「上下水道事業」と改めております。第3項に下水道事業の経営の規模を追加しておりますが、第2項の水道事業、第3項の下水道事業とも、認可をもって事業計画としております。

次に、6件目の項目となる第6条柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第3条の2管理職手当となります。条文において「町長」と表記されていたものを、今回改正する他の条例とあわせ事業の管理者の職務を行う者として正式な名称で表記するものです。

最後に7件目、第7条柴田町給水条例の一部改正であります。

第2条給水区域及び第7条工事の施行は、条ずれを改めるものです。

第3条給水装置の定義についてですが、「町長の施設した配水管」とあるものを「水道事業の管理者の職務を行う町長が管理する配水管」と改めるものです。今回改正する理由は、区画整理事業や民間開発等により布設し、町に寄付採納された配水管の管理も含むためでございます。

す。

60ページをお願いいたします。

第29条手数料です。第9号として指定給水装置工事事業者の指定の更新を追加しております。これは、平成30年12月に水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者に5年ごとの更新制が導入されたことから、更新に係る手数料を1件につき1万円と定めるものです。

続きまして、第41条委任です。条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるとしておりましたが、給水条例施行規程で定めていることから、「規程」に改めるものです。

最後に、附則としまして、ご説明させていただきました条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第23 議案第48号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の
減免に関する条例

日程第24 議案第49号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保
険料の減免に関する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第23、議案第48号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例、日程第24、議案第49号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第48号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例、議案第49号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、令和元年台風19号による災害被害者に対する町税及び介護保険料の減免措置について規定するものです。令和元年台風19号による被害により、居住する住宅等に一定以上の損害を受けた場合、災害救助法が適用された10月12日以降から令和2年3月31日までに納期限が到来する本年度分の町税及び介護保険料から、損害程度に応じた割合等の額を減免するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第48号について、税務課長。

○税務課長（水上祐治君） それでは、議案第48号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の条例につきましては、台風19号により被害を受けられた方に対する平成31年度分の町民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の減免措置について、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、議案書61ページをお開き願います。

令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例です。

条例の主な点についてご説明いたします。

第2条は、町民税の減免について定めております。第1項はそれぞれの区分における減免の割合を定めているものです。第2項は、納税義務者等が所有する住宅等に被害を受けた場合で、合計所得が1,000万円以下である者に対し、62ページの上の表にあります合計所得金額及び損害程度の区分に応じた減免の割合を定めているものです。

第3条は、固定資産税及び都市計画税の減免です。第1項第1号の表は農地または宅地について、第2号の表は家屋について、損害程度の区分に応じた減免の割合を定めております。第2項は、農地または宅地以外の土地と償却資産の減免について、第2号に定める区分に準じて減免するというものでございます。

63ページにあります第4条は、国民健康保険税の減免です。第1項第1号は、国民健康保険税の減免について、損害程度の区分に応じた減免の割合を定めております。第2号及び第3号は、国民健康保険税が全額免除となる世帯について定めているものです。第4号は、主たる生計維持者の事業収入等の減少額が平成30年の事業収入等の額の10分の3以上になったもので、一定要件を満たす場合の減免について定めているものでございます。

64ページをお開き願います。

第5条は減免の申請です。減免申請書の提出は令和2年1月31日までに提出していただくことを定めております。

附則です。この条例は令和元年10月12日から適用するものでございます。

以上で、令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例についての詳細説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第49号について、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第49号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例について、詳細説明をさせていただきます。

65ページをごらんください。

台風19号の災害被害者に対しては、現行の介護保険条例では、台風被害についての詳細な基準がなく、判定に時間を要し、対応が困難でした。令和元年10月25日付厚生労働省老健局介護保険計画課より、台風19号で被災した第1号被保険者の介護保険料の減免基準と、特別調整交付金による財政支援の基準が示されたことから、台風19号による災害被害者への支援として新たに条例を制定し、介護保険料の減免を実施するものです。

65ページの条文になります。

第1条では、介護保険料の減免対象者を、台風19号による被害者と定めています。

第2条第1項では、保険料の減免期間は、災害救助法の適用のあった令和元年10月12日から令和2年3月31日までの普通徴収の納期到来分と、年金から特別徴収される保険料を減免いたします。

第2条第1項第1号では、災害被害者の居住家屋の損害の程度による減免割合です。全壊は全部減免、半壊及び大規模半壊は2分の1の軽減、床上浸水についても2分の1の軽減といたします。第2号では、生計維持者が死亡した場合や障がい者になった場合または重篤な傷病を負った場合、保険料が全額免除といたします。第3号では、生計維持者が行方不明になった場合も、全額免除といたします。

66ページになります。

第4号では、生計維持者の失業や事業の廃止により、給与収入や事業収入等の減少が前年度の収入額から10分の3以上見込まれる場合、平成30年度所得が200万円以下の場合については全額減免、200万円以上の場合については8割軽減といたします。

第3条は、減免手続の簡素化です。基本的には申請をして罹災証明を添付していただいて保険料の減免になりますが、町が罹災証明を発行していることから、町が罹災の内容を確認でき

るので、添付について省略することができるといたします。

附則になります。この条例は公布の日から施行し、適用は令和元年10月12日からといたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件2件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第25 議案第50号 柴田町公民館条例の一部を改正する条例

日程第26 議案第51号 しばたの郷土館条例の一部を改正する条例

日程第27 議案第52号 柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第25、議案第50号柴田町公民館条例の一部を改正する条例、日程第26、議案第51号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例、日程第27、議案第52号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第50号柴田町公民館条例の一部を改正する条例、議案第51号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例、議案第52号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

生涯学習施設につきましては、それぞれ条例を定め、設置及び管理を行っておりますが、利用形態の実情を考慮した見直しを行い、運営等の統一性を図るとともに、文言等についても整理を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） それでは、議案第50号柴田町公民館条例の一部を改正する条例、議案第51号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例、議案第52号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正の概要ですが、生涯学習センターや公民館、しばたの郷土館、農村環境改善センターの社会教育施設は一体的、統一的に管理運営しているところがございますが、各施設の条例の規定に相違があり、また、不足している部分があることから、統一性を図るとともに、施設利用や管理運営の実情を考慮した見直しを図り、あわせて文言等の整理を行うものでござい

ます。

主な改正内容ですが、施設利用における使用料の納入期限が3日前とあるものを、事務の適正化、合理化のため、使用申請の期限と同じ7日前までと改正するものでございます。また、町外利用者の各種使用料の5割増し規定について、これまで各種使用料と冷暖房の実費額も5割増しとしていたところを、部屋の使用料のみを5割増しとし、冷暖房などの実費的性格を含むものについては5割増しではなく、定められた金額を納入するものと改正するものでございます。

それでは、議案書67ページをお開きください。

議案第50号柴田町公民館条例の一部を改正する条例でございます。

初めに、第2条設置の規定になりますが、「中央公民館」の文言はこの条例中には出てこないことから、「（以下「中央公民館」という。）」を削除するものでございます。

次に、第4条使用許可の規定になりますが、最初は正式名称を使った上で略称規定をすることに改めるものでございます。

以降の文言等の整理の部分については説明を省略いたしますので、議案書でご確認いただければと思います。

次に、第6条使用料の規定になります。

第1項です。先ほどもご説明したところですが、施設利用者の利便性を大きく損なうことなく、事務の適正化、合理化を図れるよう、使用料の納入期限を使用日の3日前から7日前に改めるものでございます。

第2項は町外利用者の使用料の規定になりますが、「別表第2の各号」を「別表第2の第1号」に改めるものでございます。

69ページ、別記1、別表第1第2号のその他各室使用料と、73ページ、別記3、別表第2第1号の各室使用料をご参照ください。

先ほどもご説明したように、これらの部屋の使用料については、これまでどおり5割増しといたしますが、70ページ、第3号の設備器具等の使用料、備考8の実費徴収規定、及び73ページ、省略しておりますけれども、第2号の設備使用料、備考5の実費徴収規定については、実費的性格を含むことから、5割増しとしないものといたします。

67ページにお戻りいただきたいと思っております。

第6条第3項、これまで使用料の端数処理規定がなかったことから、新たに追加するものでございます。

68ページをごらんください。

別表第1の改正です。改正後は69ページ、別記1でございます。改正前が71ページ、別記2でございます。

71ページ、別記2をごらんください。

別表第1、これは槻木生涯学習センターの使用料の規定になります。まず第1号及び第2号の表中、右側に「1時間につき」の冷暖房料の規定がありますが、他の社会教育施設の冷暖房料は実費相当額としておりますので、それに合わせて統一するため、暖房・冷房の欄をそれぞれ削除し、70ページの備考の8のとおり冷暖房料の規定を加えることといたしました。また、備考の8に規定している実費については、電気料金やガス料金等の単価は変動すること、確からしい算定はするものの概算となることから、実費相当額ということにしたところでございます。

次に、別表第2の改正でございます。改正後が73ページ、別記3でございます。改正前が74ページ、別記4でございます。

別記4を参照しながら73ページをごらんいただきたいと思います。

別表第2は、槻木生涯学習センターを除く生涯学習センター及び公民館の使用料の規定になります。まず、第1号各室使用料の表中で、船岡公民館の調理実習室は現在ありませんので、削除するものでございます。また、改正前では、第3号暖房等使用料として規定していたものを、文言の整理をした上で、別表第1と同様に備考の5として規定したものでございます。さらに、使用時間の考え方を明確にするため、備考に1として、「使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む」を追加したものでございます。

75ページをごらんください。

附則となります。

第1号施行期日です。この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

第2号経過措置です。この条例の施行日前に許可を受けた使用及び使用に係る使用料については、なお従前の例によることとするものでございます。

続きまして、議案書77ページの議案第51号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書77ページをお開きください。

改正の趣旨は、議案第50号柴田町公民館条例の一部改正と同様でございます。

初めに、第5条使用許可の規定となりますが、公民館条例に合わせて、第2項として「教育

委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。」を追加するものでございます。この追加によって、第2項を第3項に改めるものです。また、第3項第3号として、公民館条例に合わせて「その他郷土館設置の目的に反するとき。」を追加するものでございます。

次に、第7条使用料の規定となりますが、第1項は公民館条例に合わせて「前3日」を「前7日」に改めるものでございます。

78ページをごらんください。

第2項を公民館条例の表現に合わせて改めるとともに、公民館条例と同様に、使用料計算の端数処理規定を第3項として追加するものでございます。

次に、第10条損害賠償の規定になりますが、公民館条例に合わせて「町長の指示するところにより」を削除するものでございます。

次に、別表の改正です。改正後が79ページ、別記1でございます。改正前が80ページ、別記2でございます。

別記2を参照しながら、79ページ、別記1をごらんください。

改正前の別表の第1号各室使用料の表中、使用料の額の欄を削除するとともに文言等の修正をしております。さらに、集会所2は、一部図書館の閉架書庫として改修するため貸し出しはできなくなることから、集会所2の欄は削除いたします。改正前の第2号と第3号、備考については、公民館条例に合わせて備考の1から5として整理いたしました。

81ページをごらんください。

附則でございます。これも公民館条例と同様になります。

続きまして、議案書83ページの議案第52号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

改正の趣旨は、議案第50号柴田町公民館条例の一部改正と同様でございます。

初めに、第4条使用許可の規定になりますが、公民館条例に合わせて「町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。」を第2項として追加するものでございます。この追加によって、改正前の第2項は第3項になります。改正前第2項第3号を公民館条例に合わせ、第3項第3号として、「その他センター設置の目的に反するとき。」に改めるものでございます。

次に、第6条使用料の規定になりますが、第1項は納入期限の規定であり、公民館条例に合わせて「前3日」を「前7日」に改めるものでございます。

第2項は、町外利用者の使用料の規定になりますが、これも公民館条例に合わせて表現を改めるものでございます。

84ページをごらんください。

使用料計算の端数処理規定がありませんでしたので、公民館条例に合わせて第3項として追加するものでございます。

次に、第7条使用料の返還の規定になりますが、これまで使用料の返還規定がありませんでしたので、公民館条例に合わせて追加するものでございます。

条を1つ追加したことにより、以降条番号が1つずつ繰り下がります。

次に、第9条損害賠償の規定ですが、公民館条例に合わせて文言を改めたものでございます。

次に、別表の改正です。改正後が85ページ、別記1でございます。改正前が86ページ、別記2でございます。

86ページ、別記2をごらんください。

別表の第1号各室使用料の表は、柴田町公民館条例と同様に文言を整理したものでございます。表の下のただし書きと第3号の暖房料等は、整理の上、公民館条例に合わせて、85ページ別記1のとおり備考に1から5として規定するものでございます。

87ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。これも公民館条例と同様になります。

以上が補足説明となります。どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

- 議長（高橋たい子君） 1点確認をさせていただきます。80ページのふるさと文化伝承館の改正前の説明の中で、集会室2を集会所とお読みしたようですが、集会室2でよろしいですか。（「はい」の声あり）ということでございます。

本件3件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第28 議案第53号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例

- 議長（高橋たい子君） 次に、日程第28、議案第53号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第53号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行及び令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改正に伴うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは詳細説明をいたします。

議案書については89ページでございます。

議案第53号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例についてです。

この改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、その基準を参酌して道路占用料条例の一部を改正するもので、条例の別表と備考部の改正になります。

それでは90ページをお開きください。

今回、政令によりまして道路占用料の額は固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた額に改正されます。また、92ページの道路法施行令第7条第8号、これは高速道路、それから自動車専用道路などに設ける食事施設等について新たに区分が設けられたもので、土地の利用の制約状況に応じた適正な占用料の額を設定することとされました。また、備考については、占用物件の面積と長さの考え方の改正と消費税率改正によるものでございます。

もう一度90ページにお戻りをいただきます。

具体的には、法第32条第1項第1号に掲げる工作物から、91ページの法第32条第1項第5号に掲げる施設までは、電柱、それから電線、ガス管など、長期的な占用にかかわるものですが、これについては約17%の減額になります。また、法第32条第1項第6号からは、露天など短期的な占用にかかわるものですが、約7割アップの改正になっています。

次に、92ページの備考についてです。

備考の8ですが、占用にかかわる面積と延長の端数処理の考え方についてです。改正前は1平方メートルもしくは1メートル単位としておりましたが、改正後は小数第2位まで求めるものに改正されたものです。

次に、備考の10については、前段で説明したとおり消費税率の改正によるものでございます。

それでは97ページをお開きください。

附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次に、経過措置です。2としまして改正後の柴田町道路占用料条例の規定は、施行日以後に

徴収すべき占用料について適用し、この条例の施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例によるです。

3です。この条例の施行日前に納入すべき期限が到来する改正前の柴田町道路占用料条例第2条に規定する占用料に係る延滞金については、なお従前の例によるでございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 大変失礼いたしました。漢字の間違いがございましたので、ご訂正方お願いしたいと思います。

92ページ、中段、真ん中のちょっと下、令第7条のところの「応急仮設建築物」の「説」が説明の「説」になっていますので、建設の「設」、ごんべんに下に又と書いてね。設置するの「設」に直してください。

本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第29 議案第54号 令和元年度柴田町一般会計補正予算

日程第30 議案第55号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第31 議案第56号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

日程第32 議案第57号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第33 議案第58号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第34 議案第59号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第29、議案第54号令和元年度柴田町一般会計補正予算、日程第30、議案第55号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第31、議案第56号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算、日程第32、議案第57号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第33、議案第58号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第34、議案第59号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第54号令和元年度柴田町一般会計補正予算について、議案第55号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第56号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第57号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算について、議案第58号令和元年度柴田町後期高齢者医療特

別会計補正予算について、議案第59号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第54号につきましては、令和元年台風19号の災害に係る住宅応急修理費用及び災害廃棄物処理委託料並びに農林業施設、公共土木施設、学校施設、社会教育施設及び社会福祉施設の災害復旧事業費を措置するものです。

また、ふるさと柴田応援推進事業に要する経費、幼児教育・保育無償化対応経費、私立保育所施設整備補助金等について補正するものです。これらの財源として、国県支出金、町債等の補正を行っております。あわせて債務負担行為の追加及び地方債の追加を行うものです。これらによります総額は16億420万2,000円の増額となり、補正後の予算総額は156億5,504万7,000円となります。

議案第55号につきましては、普通交付金の増額によるものです。歳入については、普通交付金の増額、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額であります。歳出については、保険給付費の増額であります。あわせて債務負担行為の追加を行うものです。歳入歳出それぞれ5,250万8,000円を増額し、補正後の予算総額を40億6,427万円とするものです。

議案第56号につきましては、一般管理費及び公共下水道建設費の職員手当等並びに地方公営企業法の規定を適用することに伴う諸経費について増額するものです。また、下水道受益者負担金事業について減額するものです。あわせて債務負担行為の追加を行うものです。これらによる総額の変更はございません。

議案第57号につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の歳出補正となります。主な内容は、居宅介護サービス給付費等の減額、施設介護サービス給付費、地域密着型介護予防サービス費等の増額となります。

議案第58号につきましては、保険基盤安定繰入金の増額によるものです。歳入については、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる増額であります。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。歳入歳出それぞれ225万5,000円を増額し、補正後の予算総額を3億9,536万5,000円とするものです。

議案第59号につきましては、人件費の減額及び新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を追加するものであります。収益的収入支出については、収入の補正はなく、支出のみの補正となります。収益的支出については、22万6,000円を減額し、補正後の予算総額を12億1,798万5,000円とするものです。

以上、各種会計の補正予算の概要を申し述べましたが、詳細につきましては担当課長が説明

いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第54号について、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは詳細説明をいたします。

議案書99ページをお開きください。

議案第54号令和元年度柴田町一般会計補正予算です。

第1条です。今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億420万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億5,504万7,000円とするものです。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。103ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正です。追加50件となります。追加は105ページにかけて、いずれも令和2年度当初から遅滞なく事業執行するために、今年度中に契約行為などの事前手続を行うため、記載のとおり期間及び限度額を設定するものです。

106ページをお開きください。

第3表、地方債補正です。追加2件となります。

追加は、今回の台風第19号による災害復旧のために、農林業施設災害復旧事業に6,590万円、公共土木施設災害復旧事業に1億4,660万円、学校教育施設災害復旧事業に80万円、社会教育施設災害復旧事業に3,770万円、社会福祉施設災害復旧事業に7,500万円、災害等廃棄物処理事業に2億3,530万円の合計5億6,130万円を災害復旧費として追加いたします。また、災害援護資金貸付金として1億円を追加いたします。

109ページをお開きください。

歳入です。主なものについてのみ説明をさせていただきます。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金98万6,000円の増は、交付額確定による増額補正となります。

16款1項1目民生費国庫負担金1節国民健康保険保険基盤安定負担金127万8,000円の減は、交付決定見込みによるものです。2節社会福祉費負担金1,428万3,000円の増は、障害者総合支援給付費負担金及び自立支援医療給付費負担金の見込みによる増額補正となります。

2項2目民生費国庫補助金5節保育所等整備交付金1,207万7,000円の増は、私立保育所施設整備補助の見込みによる増額補正となります。6節子ども・子育て支援事業費補助金1,646万6,000円の増は、幼児教育・保育無償化対応に係る補助金の見込みによる増額補正となります。

8目災害復旧費国庫補助金1節農林水産業施設災害復旧事業費補助金1億882万3,000円の増

は、台風第19号による農業用施設及び林道施設の災害復旧事業費に係る補助金の見込みを増額補正するものです。

次のページになります。

2節土木施設災害復旧事業費補助金2億9,401万6,000円の増は、同じく台風第19号による公共土木施設の災害復旧事業費に係る補助金の見込みを増額補正するものです。3節公立学校施設災害復旧費補助金120万円の増は、同じく台風第19号による学校施設の災害復旧事業費に係る補助金の見込みを増額補正するものです。4節災害等廃棄物処理事業費補助金2億3,530万2,000円の増は、同じく台風第19号による災害により発生した廃棄物処理に係る補助金の見込みを増額補正するものです。

17款1項1目民生費県負担金1節国民健康保険保険基盤安定負担金446万6,000円の減は、国庫支出金と同様に、交付決定見込みによる減額補正となります。2節社会福祉費負担金714万1,000円の増は、国庫支出金と同様に、交付決定見込みによる増額補正となります。6節災害救助費負担金1億9,000万円の増は、住宅災害応急修理に対する負担金に係る見込みを増額補正するものです。

次のページになります。

19款1項2目ふるさと応援寄附金1億5,000万円の増は、今後見込まれるふるさと柴田応援寄附金を補正計上するもので、合計で3億5,000万円を見込んでおります。

20款1項2目基金繰入金につきましては、今回の補正で財政調整基金に9,457万3,000円を繰り戻しするものです。これによります財政調整基金の残高は6億9,808万7,243円となります。

23款1項7目災害援護資金貸付金1億円については、災害援護資金の貸付原資を借り入れるものです。

8目災害復旧事業債5億6,130万円の増は、先ほど地方債補正で説明しましたとおり、農林業施設、公共土木施設、学校教育施設、社会教育施設、社会福祉施設災害復旧事業、及び次のページになりますが、災害等廃棄物処理のための災害対策債の事業費の追加に伴う補正計上となります。

113ページになります。

歳出です。歳入と同様に、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

初めに、各科目にわたり給料、職員手当等、共済費の職員人件費の補正を行っております。これにつきましては、主に今回の柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行等に伴うものです。

次のページをお開きください。

2款1項2目企画管理費では、8節報償費7,164万円、13節委託料のうちふるさと寄附金業務委託料2,389万7,000円、14節使用料及び賃借料355万5,000円、18節備品購入費3万9,000円の増額は、今後のふるさと柴田応援寄附金の増額を見込み、返礼品や業務委託、決済システム利用料の経費を補正計上するものです。あわせて、25節積立金1億5,000万円をふるさと柴田応援基金積立金として増額計上するものです。また、13節委託料のうち、総合戦略策定支援業務委託料422万4,000円の増は、柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期総合戦略を策定するための委託料を計上するものです。

3目13節委託料のうち、198万円の増は、財務会計システム会計年度任用職員制度の対応委託料を計上するものです。

次のページになります。

12目渉外費35万5,000円の増は、姉妹都市締結40周年を迎える北上市との記念事業に係る経費を計上しております。

13目地方創生事業費15節工事請負費1,070万1,000円の増は、キッズバイクパーク整備工事として管理棟周辺コース、マウンテンバイクコース整備及びキッズ遊びの棟ほか改修補完工事に要する経費を計上しております。

118ページになります。

3款1項3目障害者支援事業費19節負担金補助及び交付金1,875万3,000円の増は、障害福祉サービス給付費の見込みにより増額補正するものです。20節扶助費1,545万1,000円の増は心身障害者医療費助成及び自立支援医療給付費の見込みにより増額補正するものです。

5目国民健康保険事業費28節繰出金765万9,000円の減は、国民健康保険基盤安定負担金交付決定見込みにより減額補正するものです。

6目後期高齢者医療事業費19節負担金補助及び交付金323万7,000円の増は、宮城県後期高齢者医療広域連合療養給付費平成30年度負担金精算による追徴請求分による増額補正するものです。28節繰出金225万5,000円の増は、後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定分として交付決定見込みにより増額補正するものです。

次のページになります。

2項1目児童福祉総務費7節賃金から18節備品購入費までは、幼児教育・保育無償化対応に係る経費1,542万5,000円を増額補正するものです。19節負担金補助及び交付金のうち、子ども食堂1カ所が新たに開設されることによる3万円、及び私立保育所施設整備補助金計算基準額

見直しにより1,358万6,000円をそれぞれ増額補正するものです。

3目子ども医療対策費20節扶助費250万円の増は、子ども医療費助成に係る経費を増額補正するものです。

121ページをお開きください。

8目施設給付費19節負担金補助及び交付金1,015万5,000円の増は、施設型給付費及び地域型保育給付費を補正計上するものです。

3項1目災害救助費11節需用費1億4,925万円の増は、台風第19号による災害により住宅応急修理事業として修繕料を増額補正するものです。

次のページをお開きください。

4款1項5目健康推進総務費19節負担金補助及び交付金のうち、仙南夜間初期急患センター運営経費収支差額負担金では、負担基準に基づく平成30年度精算分として485万2,000円を増額補正しております。

次のページになります。

2項1目じん芥処理費13節委託料2億2,060万5,000円の増は、台風第19号の災害により発生した廃棄物を処理するための委託料を増額補正するものです。

125ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費13節委託料と15節工事請負費については、防災・安全社会資本整備交付金事業（道路補修事業）の予算の組み替えに伴う補正となります。

127ページになります。

10款1項2目教育管理費15節工事請負費481万2,000円の増は、西住小学校特別支援教室改修工事及び西住小学校体育館放送設備改修工事並びに槻木中学校テニス支柱改修工事のための経費を補正計上するものです。

130ページをお開きください。

6項2目保健体育施設費13節委託料のうち、232万1,000円の増は、総合運動場樹木剪定委託料に要する経費を計上するものです。

次のページになります。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費13節委託料3,331万8,000円の増は、農林業施設災害復旧測量設計業務委託料に要する経費を補正計上するものです。15節工事請負費1億8,390万2,000円の増は、農林業施設災害復旧工事に要する経費を補正計上するものです。

2項1目土木施設災害復旧費13節委託料1,445万5,000円の増は、台風第19号による公共土木

施設災害復旧委託料及び公共土木施設災害復旧測量設計等委託料に要する経費を補正計上するものです。15節工事請負費5億736万5,000円の増は、河川、道路及び公園の公共土木施設災害復旧工事に要する経費を補正計上するものです。

次のページをお開きください。

3項1目学校施設災害復旧費15節工事請負費200万円の増は、槻木中学校廊下災害復旧工事に要する経費を補正計上するものです。

2目社会教育施設災害復旧費15節工事請負費3,773万円の増は、船迫公民館災害復旧工事に要する経費を補正計上するものです。

4項1目民生施設災害復旧費15節工事請負費7,510万円の増は、地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事に要する経費を補正計上するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第55号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは詳細説明をいたします。

議案書137ページをお開きください。

議案第55号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,250万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億6,427万円とするものです。

140ページになります。

第2表、債務負担行為補正の追加です。国民健康保険税システム電算処理業務に係る委託料の追加ですが、これは令和2年度当初から執行予定の事務事業で、今年度中に事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間につきましては、令和2年度となります。限度額は記載のとおりです。

142ページをお開きください。

歳入です。

初めに、3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金86万9,000円の増額ですが、これにつきましては、国民健康保険オンライン資格確認対応委託に対する国の財政支援分となります。令和3年3月をめどに、医療機関などにおいてマイナンバーカードを提示することにより被保険者資格を確認できる仕組みを導入するため、令和元年度から令和2年度にかけて国保システムの改修を行うものです。令和元年度分の改修委託料の補助金となります。

次に、4款1項1目保険給付費等交付金5,043万円の増額ですが、これにつきましては、市

町村国保が支払う保険給付費等の費用を県から交付されるもので、保険給付費等の増額が見込まれるため補正するものです。

次に、6款1項1目一般会計繰入金765万9,000円の減額ですが、国民健康保険税の軽減措置拡充による減収分を国・県が補填する保険基盤安定繰入金の確定見込みによるものです。ルール分として、一般会計より繰り入れする額を減額するものです。

6款2項1目財政調整基金繰入金886万8,000円の増額ですが、これにつきましては、一般会計繰入金の減額による組み替え分と、保険事業費の増額分の財源とするため財政調整基金を取り崩すものです。それにより、12月補正後の基金残高は4億7,779万8,817円となりました。

次に143ページです。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費委託料の86万9,000円の増は、先ほど歳入で説明した国保システム改修分の委託料になります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1,284万5,000円の増額、3目一般被保険者療養費377万9,000円の増額、次の2款2項1目一般被保険者高額療養費3,380万6,000円の増額ですが、今後の保険給付費見込み額を算出した結果、それぞれ増額補正をするものです。

144ページです。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金一般被保険者医療給付費分は、財源の組み替えとなります。

次に、5款1項1目特定健康診査等事業費人間ドック委託料104万6,000円の増額ですが、これにつきましては、人間ドックの受診申し込みが多かったことから増額補正をするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第56号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書147ページをお願いいたします。

議案第56号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出補正予算によるものです。今回の補正は、町長が申し上げましたが、歳入歳出予算の総額の変更はございません。また、あわせて債務負担行為の追加を行うものです。

149ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。追加1件となります。マンホールポンプ保守管理委託料で

すが、令和2年度当初から遅滞なく事業を執行するために、今年度中に契約行為などの事前手続を行うため、記載のとおり期間2カ年及び限度額を設定するものです。

151ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費3節職員手当等90万円、12節役務費5万9,000円、18節備品購入費18万円の増は、令和2年4月1日より柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、職員の時間外勤務手当や口座振替データの伝送化手数料及び公印の作成に要する費用を計上するものです。また、13節委託料150万円の減は、受益者負担金システムの改修委託料の確定によるものです。

2款1項1目公共下水道建設費の人件費の増は、人事院勧告及び工事説明会等に要する費用を計上するものです。

最後に、5款1項1目公債費の元金ですが、財源の組み替え補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第57号について、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第57号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の155ページをごらんください。

今回の補正については、先ほど町長が申し上げたとおり、歳出予算の介護保険給付費及び地域支援事業の補正となります。

第1条です。歳入歳出予算総額の増減はなく、歳出予算後の区分、金額及び補正後の予算額は次ページの第1表歳出予算補正のとおりとなります。

第2条の債務負担行為補正については、7件の追加となります。

157ページをごらんください。

第2表の債務負担行為補正、追加7件になります。これらの委託業務につきましては、いずれも令和2年度の当初から執行予定の事務事業で、遅滞なく事業を執行するために、令和元年度中に契約行為などの事務手続を事前に行うため、7件の委託事業について債務負担行為を設定するものです。期間については令和2年度1年間、限度額につきましてはそれぞれの記載のとおりです。

歳出補正について詳細説明をさせていただきます。

159ページをごらんください。

主な予算科目のみ説明させていただきます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費2,327万3,000円の減額、3 目施設介護サービス給付費1,000万円の増額や、2 款 2 項介護予防サービス給付費の増額、160ページの 2 款 4 項高額介護サービス等費及び 5 項の高額医療合算介護サービス等費の161ページの高額医療合算介護予防サービス費までは、おのこの科目において年度内において給付見込みによる増減となります。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス費並びに 3 項一般介護予防事業費の増減についても、同じように年度末までのおのこの事業費の支出見込みによる補正となります。162ページをごらんください。

7 款 1 項 1 目償還金の23節償還金利子及び割引料の 1 万1,000円の増額は、過年度介護給付費調整交付金の再確定により差異が生じたので、国庫金の返還を計上するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第58号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは詳細説明をいたします。

議案書163ページをお開きください。

議案第58号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億9,536万5,000円とするものです。

165ページになります。

第 2 表、債務負担行為補正の追加です。後期高齢者医療保険料電算処理業務に係る委託料ですが、これは後期高齢者医療保険料の納入通知書の作成等を委託するもので、令和 2 年度当初から執行予定の事務事業となるため、今年度中に手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間については令和 2 年度となります。限度額は記載のとおりです。

167ページになります。

歳入です。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金225万5,000円の増ですが、一般会計の県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により繰入金が増となるものです。

次に、歳出になります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金225万5,000円の増ですが、保険基盤安定負担金

納付金225万5,000円の増により広域連合へ納付金を増額するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第59号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書169ページをお願いいたします。

議案第59号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

町長が申し上げましたが、今回の補正は人件費と債務負担行為の補正を行うものです。

第2条です。予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入の補正はございません。支出におきまして、第1款水道事業費用既決予定額12億1,821万1,000円から22万6,000円を減額し、補正後の額を12億1,798万5,000円とするものです。

第3条です。新年度当初より行わなければならない水道施設の業務委託について、債務負担行為を定めるものです。山田沢・船迫外配水施設機器点検業務委託及び防災行政無線装置保守点検業務委託の2件でございます。期間については、ともに令和2年度1カ年です。限度額については表にお示しのとおりでございます。

次ページ、170ページをお願いいたします。

第4条です。予算第7条に定めております職員給与費を22万6,000円減額し、3,758万円に改めるものです。

次に、178ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出です。

款1水道事業費用項1営業費用の目4総係費については、手当及び市町村職員共済組合負担金の確定により人件費の増額及び減額補正をするものです。節2手当の時間外勤務であります。台風19号の被災により水道が断水しました丸森町への給水支援活動に伴っての増額補正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件6件に対する質疑は後日の本会議で行います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦勞さまでした。

午後2時10分 散会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月2日

議長 高橋 たい子

署名議員 4番 平間 幸弘

署名議員 5番 桜場 政行